

ワーク&ケアヘルプライン提携サポーター(弁護士、司法書士、税理士等の専門家) 費用補助について

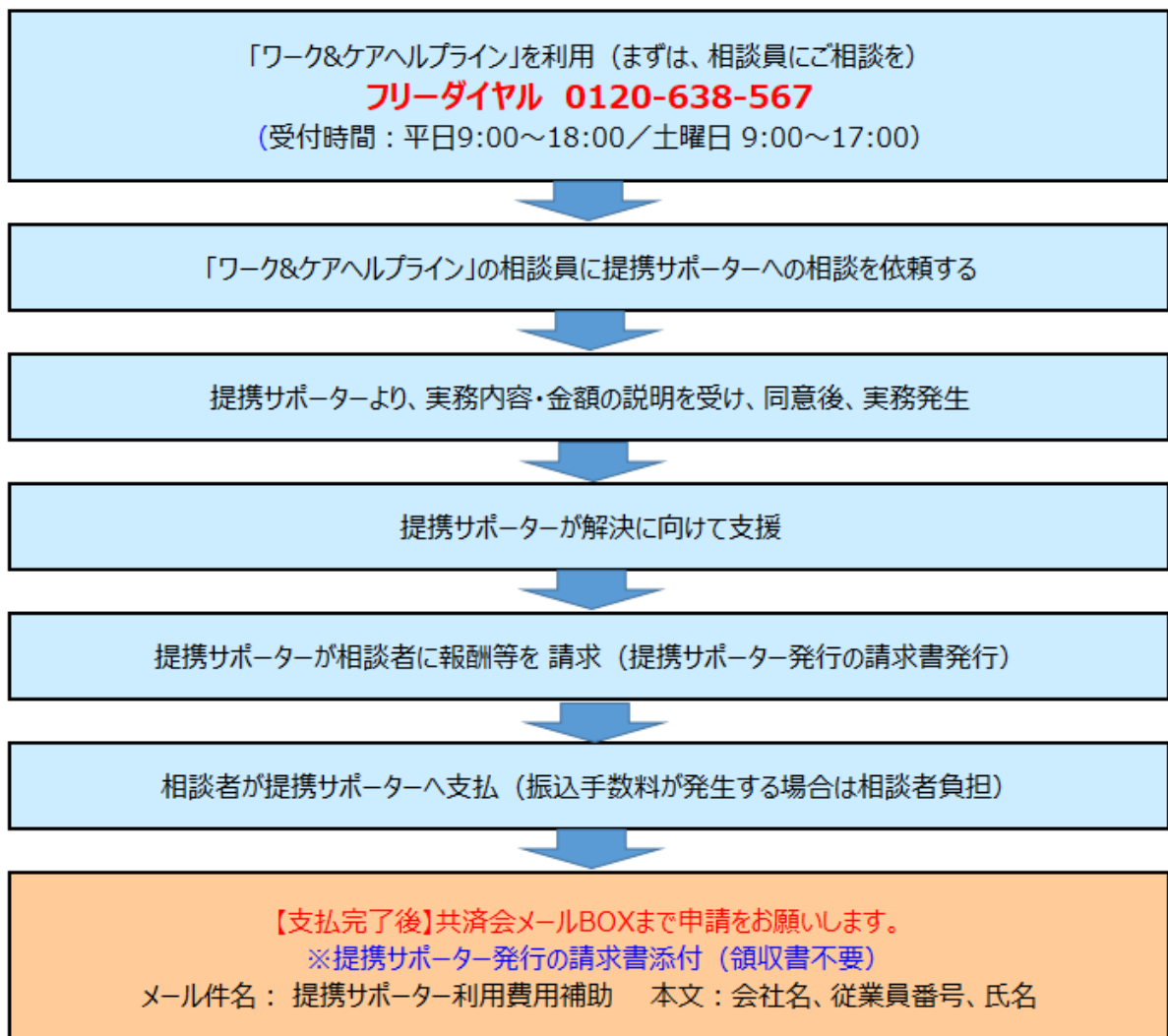
<補助内容>

- ◆提携サポーター利用対象者:日本新薬グループ共済会の会員とご家族(※)
※配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- ◆補助金の回数限度:年1回(4月1日~3月31日)
- ◆補助金額:上限 30,000 円(税込)
- ◆補助金支給方法:原則として所属会社の慶弔見舞金等の給付金支給方法と同じ

<相談例>

- ① 相続した父の土地の名義変更をお願いできますか?
- ② 高齢の親が賃貸アパートを経営しているが先々のことが心配です。
- ③ 母が亡くなり相続が発生したが相続人である兄ともめています。
- ④ 健在の両親の資産は将来必ず相続税が発生するが今からできる対策はありますか?

<申請のながれ>



注)補助金申請は、提携サポーターへのお支払い後をお願いします。

zz.mail 共済会メール BOX [zz.mail kyosaikai@po.nippon-shinyaku.co.jp](mailto:zz.mail.kyosaikai@po.nippon-shinyaku.co.jp)